

○総社市地域づくり自由枠交付金交付要綱

平成26年3月31日

告示第23号

改正 平成27年3月30日告示第27号

平成27年5月19日告示第71号

平成27年6月30日告示第86号

平成29年3月22日告示第29号

平成30年3月22日告示第13号

令和3年3月19日告示第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政が協働するまちづくりを推進するため、地域住民による地域課題の解決や特色を生かした魅力ある地域づくりを行う地域づくり協議会(以下「協議会」という。)に対し、予算の範囲内において、総社市地域づくり自由枠交付金(以下「交付金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 協議会 おおむね次に掲げるいずれかの区域を単位とし、その区域の住民、各種団体等で組織したもので、別表第1に定める基準を満たし、持続可能な地域社会の発展のために自主的かつ主体的に継続的活動を行う団体をいう。

ア 総社市立小学校及び中学校通学区域に関する規則(平成17年総社市教育委員会規則第7号)別表第1に規定する通学区域又は別表第2に規定する通学区域

イ 総社市公民館条例(平成17年総社市条例第109号)第2条に規定する地区公民館が管轄する区域

ウ その他市長が適当と認める区域

(2) 人口 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項に規定する本市の住民基本台帳に記載されている個人の数をいう。

(交付対象活動)

第3条 交付金は、協議会が身近な地域課題を自主的に解決するとともに、地域の状況に応じた特色ある地域づくりを推進するために行う諸活動に対し、交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する活動は除く。

- (1) 営利のみを目的とする活動
 - (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的とする活動
 - (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - (5) 活動の効果が特定の個人のみには帰属することを目的とする活動
 - (6) 前各号に定めるもののほか、市長が不適切と認める活動
- (交付金の額)

第4条 交付金の額は毎年度定める予算の範囲内で、別表第2に定める方法により算出して得た額とする。

(交付対象団体)

第5条 交付金の交付対象団体は、協議会とする。

(交付申請)

第6条 協議会は、交付金の交付を受けようとするときは、総社市地域づくり自由枠交付金交付申請書に必要な書類を添付し、毎年度5月31日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、交付金の交付の申請があったときは、その内容その他を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、総社市地域づくり自由枠交付金交付決定通知書により申請を行った協議会に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(交付請求)

第8条 協議会は、交付金の交付を受けようとするときは、総社市地域づくり自由枠交付金交付請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に当該請求を行った協議会に交付するものとする。

(交付決定の変更申請)

第9条 交付の決定を受けた協議会が、その内容を変更しようとするときは、あらかじめ協議を行うものとし、市長が必要と認めた場合は、総社市地域づくり自由枠交付金変更承認申請書を市長に提出するものとする。

(変更決定及び通知)

第10条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、適当であると認めるときは、総社市地域づくり自由枠交付金変更承認通知書により申請を行った協議会に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(積立等処理)

第11条 協議会は、総社市地域づくり自由枠交付金積立等計画協議書により市長と協議し、次のとおり行うことができる。

(1) 後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するための積立て

(2) 前号の規定による積立ての事業内容等の変更

(3) 第1号の規定により積み立てた財源の取崩し

(積立等承認)

第12条 市長は、前条の規定により協議を行ったときは、速やかにその内容を審査の上、積立等の可否を決定し、総社市地域づくり自由枠交付金積立等承認(不承認)通知書により当該協議会に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(繰越処理)

第13条 協議会は、当該年度の決算において余剰金が生じ、この余剰金を翌年度に繰り越そうとする場合には、総社市地域づくり自由枠交付金繰越協議書により市長と協議しなければならない。

(繰越承認)

第14条 市長は、前条の規定により協議を行ったときは、速やかにその内容を審査の上、繰越の可否を決定し、総社市地域づくり自由枠交付金繰越承認(不承認)通知書により当該協議会に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第15条 協議会は、総社市地域づくり自由枠交付金実績報告書に必要な書類を添付し、翌年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。

(実地調査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、実地調査をし、協議会に対し、説明又は関係書類の提出を求めることができる。

(決定の取消し)

第17条 市長は、第7条の規定による交付金の交付を受けた協議会が偽り又は不正な行為等により交付金を受領した場合には、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、交付金の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、当該取消しを受けた協議会に対しその返還を命ずるものとする。

2 前項による返還は、翌年度の交付金において、減額調整することができる。

(交付金に係る帳簿等の保存)

第19条 交付金の交付を受けた協議会は、交付金に係る帳簿及び証拠書類を当該会計年度終了後、5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日告示第27号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月19日告示第71号)

この告示は、平成27年5月20日から施行する。

附 則(平成27年6月30日告示第86号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月22日告示第29号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日告示第13号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日告示第18号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

交付対象団体の基準
協議会の要件
(1) 地域内の地縁団体(自治会、町内会等)、市民活動団体(特定非営利活動法人、ボランテ

ィア団体、その他まちづくり・地域づくり活動に取り組んでいる各種市民活動団体等)で構成され、地域の総意が反映されていること。

(2) 規約が整備されており、協議会の意思決定、役員選任、会計等が民主的で透明性をもった組織で運営されていること。

(3) 地域内の誰もが希望に応じて活動に参加できること。

別表第2(第4条関係)

交付金の算定基準

交付金額は、次の1から5までの額(1から4までにあつては、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)と事業決算に基づき算出した6の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)との合計額とする。

ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

1 事務局運営配分額

協議会を単位に予算に定める範囲内で定めた額

2 地域配分額

(1) 均等割額

毎年度4月1日現在の小学校区を単位に地域配分額に定める額の3割以内の範囲内で定めた額

(2) 人口割額

前年度1月1日現在の各協議会を構成する地域内の人口を反映して地域配分額に定める額の7割以内で定めた額

3 高齢者配分額

(1) 基準交付額

毎年度4月1日現在の小学校区を単位に150,000円以内で定めた額

(2) 人口加算額

前年度1月1日現在の各協議会を構成する地域内の満80歳以上の人口に1,000円を乗じて得た額

4 道水路環境浄化配分額

協議会を単位に、土木担当員ごとの均等割、道路、水路の延長割額、及びため池の個数、面積割額の合算額

5 自主防災組織加算額

前年度1月1日現在の各協議会を構成する地域内の自主防災組織の構成世帯数に450円

を乗じて得た額

6 地域力アップ加算額

地域経営の向上に繋がる事業における決算に基づく純利益に10パーセントを乗じて得た額